

環境アセスメントに係るお知らせ

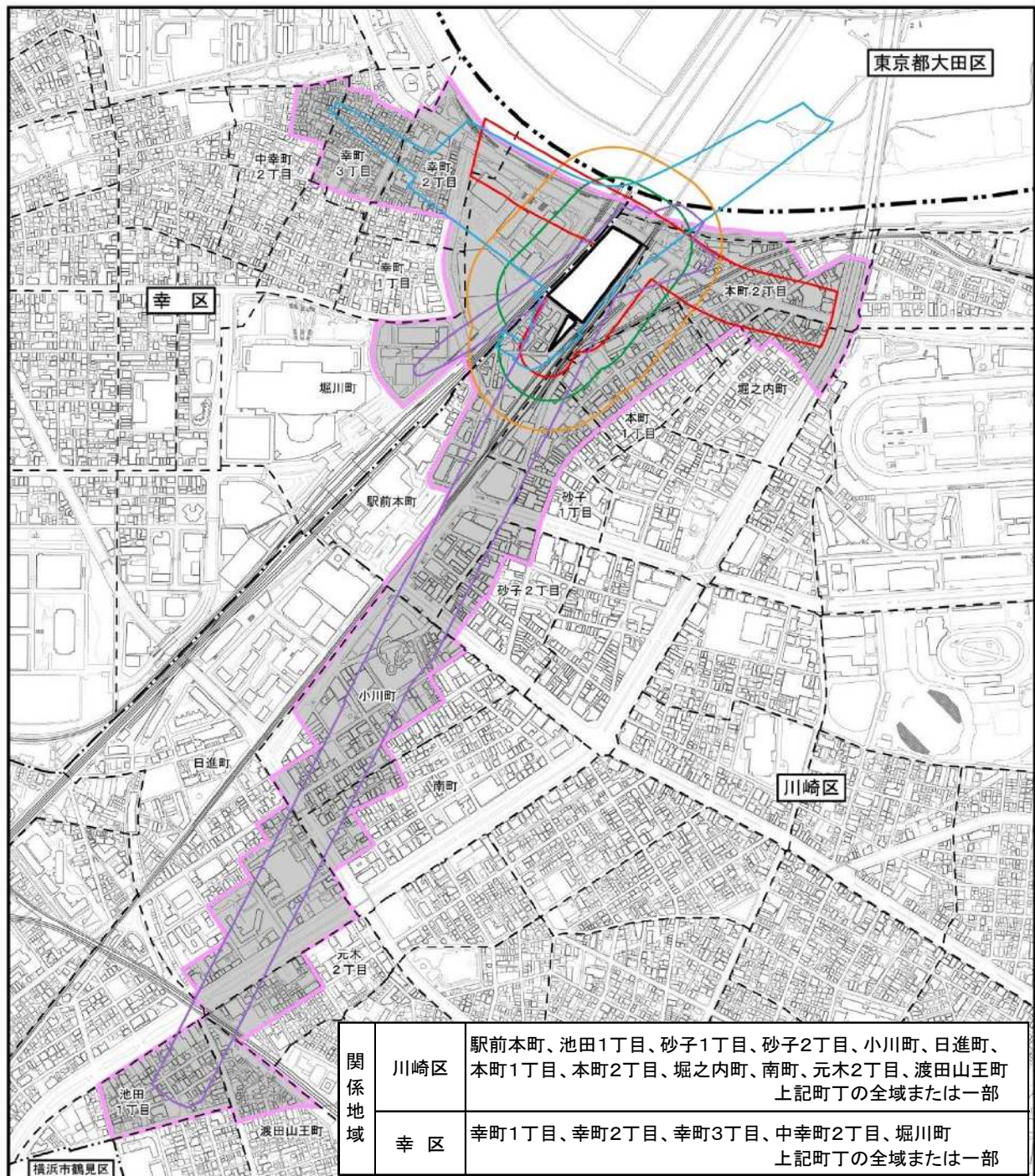
令和6年7月12日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき川崎新！アリーナシティ・プロジェクトに係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社ディー・エヌ・エー 代表取締役社長兼 CEO 岡村 信悟 京浜急行電鉄株式会社 取締役社長 川俣 幸宏
	名 称	川崎新！アリーナシティ・プロジェクト
	種 類	高層建築物の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為） 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 商業施設の新設（第3種行為）
	実施区域	川崎市川崎区駅前本町 25 番地ほか
	目 的	アリーナ施設、宿泊施設、商業施設等を含む複合エンターテインメント施設の建設、歩行者デッキの整備及び道路の拡幅整備
	内 容	敷地面積：約 14,470 m ² （道路用地除く） 開発区域の面積：約 13,640 m ² （アリーナ敷地） 建築物の最高高さ：約 80m（アリーナ敷地 商業棟） 延べ面積：約 59,220 m ² （うち商業約 6,490 m ² ） アリーナ敷地：約 57,930 m ² （うち商業約 5,400 m ² ） 三角地敷地：約 1,290 m ² （うち商業約 1,090 m ² ）
	施行期間	令和7（2025）年～令和10（2028）年
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年7月12日（金）～令和6年7月26日（金） 縦覧場所ごとの時間、曜日は次項をご覧ください。 期間中は本市ホームページにて条例見解書の内容をご覧になれます。
	縦覧場所及び時間	■川崎区役所（3階・7月16日からは12階）・幸区役所（1階） 午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、幸区役所は第2土曜日の午前8時30分～午後0時30分は行います。 ■環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で開始日（7月12日）は午前10時から行います。
	条例環境影響評価準備書等に関する公聴会（以下「条例公聴会」）の開催について	市長は、意見を述べたい旨の申出があった場合が必要であると認めるときは、条例公聴会を開催します。開催する場合は、開催日の14日前までにその旨を公告及び周知いたします。 条例公聴会は、8月31日（土）日中の開催を予定しています。 条例公聴会については、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出の提出について	申出書の記載内容（申出書の様式）及び申出ができる方は、川崎市環境影響評価に関する条例及び公聴会に関する事務取扱要綱で規定されています。詳しくは、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから条例見解書の閲覧、条例公聴会で意見を述べたい旨の申出ができます。  検索 川崎市 アセス図書の公表  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
問合せ先		川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921

関係地域の範囲



凡 例

- | | | |
|-----|------|--|
| 計画地 | 関係地域 | 計画地敷地境界から100mの範囲 |
| 都県界 | | 最寄りの幹線道路に至るまでの工事用車両及び施設関連車両の走行経路沿道50mの範囲 |
| 市界 | | 計画地敷地境界から計画建築物の最高建物高さの約2倍(約160m)の範囲 |
| 区界 | | 日照障害が及 |
| 町丁界 | | テレビ受信障害が及ぶ範囲 |

関係地域の範囲

0 120 240 360m

